

令和2年第4回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和2年12月18日

招集場所 度会町議会議場

開議 令和2年12月18日（午前9時00分）

出席議員 1番 大西 徹 2番 大野 原徳 3番 中西 久博
4番 長谷川多一 5番 貞森 義和 6番 若宮 淳也
7番 西井 仁司 8番 舟瀬 勝 9番 濱岡 裕之
10番 牧 幸作 11番 中森 慰

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 忠彦	産業振興課長	作野 和幸
副 町 長	西岡 一義	建設水道課長	中川美知彦
総 務 課 長	中西 章	環境水道担当課長	森井 裕
みらい安心課長	山下 喜市	会 計 管 理 者	長谷川陽子
税務住民課長	中井 宏明	教育委員会教育長	中西 正典
保健子ども課長	岡田 美和	教育委員会事務局長	中井 均
長寿福祉課長	迫本 晃		

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	岡谷 吉浩	書 記	阪口 昇吾
書 記	倉田 晃旗	書 記	中村 公洋

議事日程

- 日程第1 一般質問
1. 5番 貞森 義和 議員
 2. 6番 若宮 淳也 議員
 3. 4番 長谷川多一 議員
- 日程第2 各常任委員長審査結果報告、質疑
- 日程第3 討論（議案第78号～議案第94号）
- 日程第4 採決（議案第78号～議案第94号）
- 追加日程第1 追加提出議案の上程（議案第95号～議案第96号）
- 追加日程第2 提案理由の説明（議案第95号～議案第96号）
- 追加日程第3 採決（議案第95号～議案第96号）
- 追加日程第4 議員提出議案の上程（発議第8号～発議第9号）

追加日程第5 提出理由の説明（発議第8号～発議第9号）

追加日程第6 質疑（発議第8号～発議第9号）

追加日程第7 討論（発議第8号～発議第9号）

追加日程第8 採決（発議第8号～発議第9号）

日程第5 閉会中の継続審査の申出について

上程議案

議案第78号 令和2年度 度会町一般会計補正予算（第6号）

議案第79号 令和2年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第80号 令和2年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議案第81号 令和2年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第82号 令和2年度 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第2号）

議案第83号 令和2年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第84号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第85号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第86号 度会町の公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第87号 度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第88号 度会町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第89号 度会町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について

議案第90号 字の区域の変更について

議案第91号 町道路線の認定、変更について

議案第92号 伊勢市児童発達支援センターの度会町民の利用に関する協議について

議案第93号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度 度会町一般会計補正予算（第5号））

議案第94号 専決処分の承認を求めることについて（度会町職員給与条例等の一部を改正する条例）

議案第95号 度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第96号 度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

発議第8号 専決処分事項の指定について

◎開会の宣告

(9時00分)

○議長(濱岡 裕之) ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

よって、令和2年第4回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めたいので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

5番 貞森義和議員。

《5番 貞森 義和 議員》

○5番(貞森 義和) おはようございます。

過日、一般質問を通告をして許可を得ましたので、今から発言させていただきます貞森と申します。

私は、9月議会で質問しました非正規の職員の方々のボーナスのことから始めて、今回は賃金の値上げをお願いしたいと、こういう意味で質問させていただきます。

去年の12月に総務省は、非正規の方に、会計年度任用職員という名前で2.6か月のボーナスを払いなさいということで、総務の方に聞いたら払いますということやったので、これは有り難いことやと思っていましたら、度会町の場合は基本給を下げてもうたんです。月額にすると14万円ぐらいもうとったやつを、12万円に下げたって、それに2.6掛けたわけです。そうすると、基本給、生活給ですから、このお金は。この月給の後ろには家族がついとるわけです。ですから、例えば役場で一般の職員の方々でしたら、人事院勧告があって、今年はボーナス下がるというのが分かります。町長さんが言わなくてもね。この非正規の人らには、あなた方月給下がりますよってというのは通告していないんだろと思うんです。ですから、そういう不意打ちみたいなことをしたんでは、生活する人が非常にかわいそうやとということで、私は、その値下げしてしまった1か月2万円程度のやつを、徐々にでもよろしいから、回復したってもらえないかというのが、私の意見なんです。

この前もちょっと9月議会でくどいほど言いましたけども、生活給を月2万円下げるといことは、大きなことです。プロ野球の選手なんかでも、月給下げられるときには、これだけ以上は下げていけないということをやつとるようですから、そ

ういう前もって月給が下がりますけどよろしいかとか。こういうことを説明しておかないと、急にこんなことをやったらいかんので、私はその2万円の差額をどうやって回復するのかと。

役場の皆さんも隣の自治体へ聞いたりして、情報を得ると思います。私も議員としては、あっちこっちの議会に知り合いがおったりして、様子を聞くわけです。そんなときに、これは度会町取入れたいなと思ったり、あるいは、皆さんから投書いただいたりしたやつを、こうやって質問にさせてもらっておるんですけども、この生活給を削るということは、本当に辛いことです。ボーナスのときには、ほかの自治体の議会も傍聴させてもらいました。そのときに、基本給はなぶらないで、うちは2.6はよう払いませんとという自治体がありました。1しかよう払わないと、1か月しかよう払わないというのと。1.45しかよう払わない。残りはどこへいくんやったかお札には色はついていませんから分かりませんっていう他の自治体の話もありましたけども、ぜひ、度会町の場合は、この値下げした分、値下げという言葉悪いですけど、カットした分を何年か計画か何かがよろしい、それでもよろしいから回復したってほしいと思います。ボーナスよう払わんっていうほかの自治体では、今年は2.4しかよう払いませんと、来年2.5にしますと、その次2.6にしますっていうて、3か年計画のところも、私は伺っております。ですから、度会町の場合は、この基本給は、皆さん生活給ですから、後ろに家族がついとるわけですから、そういうのを早う回復したってほしいと。元に戻してあげていくということをお願いしたいと。どんな制度でも、私、年金をもらってやっとなですけど、生活しとるんですけども、どんな制度でも下げるときは、あるいは、制度を悪くするとき、それなりの事情を説明するということになっとるんです。ですので、一つよろしく願いいたします。それが、一つの問題です。働く人の気力を失うような、そういう賃金改定とか、そんなことをしないようお願いしたい。できたら、元の月給、日給を、年給を、年俸ですか、何ていうんですか。年収入を回復する。その次、回復したら、それを、それよりよくしていくという、そういう方向で、度会町は働きやすいところやとか、度会町で働いたら魅力あると、よその自治体からでも度会町やったら保育でいこうかとか。そういうふうになってもらうと有り難いという意味で、この質問を第一にさせてもらいました。そのことについて、また、町長の答弁をお願いしたいと思います。それで第一の質問を終わります。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） 皆さんおはようございます。

それでは、貞森議員さんの質問にお答えいたします。

会計年度任用職員制度につきましては、御承知のとおり、地方公務員法及び地方自治法の改正により、今年度4月1日より運用開始となりました全く新しい制度で

ございます。

この制度が施行されたことにより、議会の議決を得て、今年度より運用を始めたところであります。

昨年度までの臨時職員任用制度においては、町独自の水準によりまして、時給単価を最低1,200円と定めて運用をしてまいりました。度会町の臨時職員の賃金が県内市町、比較的財政状況のよい北勢地域の市町の水準をも上回っているということで一般質問において数回御指摘を受けたことや、また、町民の方からも同様の御意見を頂戴をした経緯もございました。

本年4月より運用が開始されました会計年度任用職員制度については、法改正に基づく新たな制度となりますので、議員の皆様、町民の皆様から頂戴をしたそれらの御意見や、町の財政状況、近隣市町の賃金水準、職務内容、これまでの給与水準等を踏まえまして、総合的に判断を行い、ゼロベースから現在の新たな制度設計を行った次第であります。

時給を下げる。そして、2.6か月のボーナスを支給する。もう一方では、前年度と変わらない賃金を払うということは、昨年1月頃に職員の皆様に通知をし、皆様に考えていただいて、4月1日からもう一回働くという事前に説明はしておりますので、職員の方もそれで納得をされて、4月1日から来て、働いていただいております。

他の市町と比較いたしましても、本町の会計年度任用職員の給与水準が著しく高いということも、低いということもございませんので、新たな制度である会計年度任用職員の任用制度につきまして、何とぞ、御理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 貞森議員。

○5番（貞森 義和） 今回の答弁を聞いて、今まで度会町給与水準が上がっていたというのは、それはそれなりの経緯があったんと思います。ですから、何かでぽんと上がってしもうて、これはえらいことやと、下げとかなあかんという、そんなもんじゃないと思いますので、今回はこれで私納得しますけども、その次には、必ず上げたっていただきたいと、前の水準に近いものに戻していただきたいというのを、くどくお願いします。私、コロナのときに教育委員会の方が特別支援学級の先生方が、授業はないけど給料払うということを決めていただきました。これはいいことだと思いました。生活給ですからね。授業をしなくなったのは、政府の意向でそうだったんで、急に授業がなくなったわけですから、ああいういい制度を、度会町もとってもらいました。そういうことで、度会町は上手に給料をやっとるわというふうにしていただいて、小さなまちやけどきらっと光っとるまちやという、それぐらいのつもりで、私は生活のしやすい、人の住みやすい、働きやすい。そうい

う度会町にさせていただきたいので、くどいようですが、こういう質問をさせていただきました。今後も、また努力してさせていただきたいと思います。

これで、この会計年度の職員の方のやつは終わらせてもらいまして、もう一つお願いしました二つ目の問題ですが、有害鳥獣の駆除ということで、議員の皆さんもいろいろ意見をいただいておりますが、私もいろいろ問合せみたいなのがありまして、鳥獣被害は、元気にやりたいんやと、私らも。家庭の家庭菜園です。キッチンガーデンっていうんだそうですけども、その家庭菜園さえ、もうやっていけないようなことでもいいんだらうかと。鉄砲打つ人は、だんだん減ってきたん違うかとか。そんなことをいろいろ訪ねてみえましてね。そういう人はどうやって育ててくれるんやと役場へも聞いてくれみたいなのもありましたもんで、いろいろさせてもらいました。まず、この有害鳥獣はどの種類があつて、一頭を撃つと幾ら報奨金がもらえるんかというのは、私、この議場で知りたかったのと。

それから、捕獲目標をどうやって決めているのかと。私、自転車で毎日走つとるんですけども、猿がようけおるんです。かわいらしいんです。かわいらしいんです。こいつ大きくなったら害をおよぼすなあとと思うと、ちょっと怖くなってくるわけです。そのときに鳥獣を駆除していただく人らに、もう度会町ではもうしたないわつてというようなことのないように、特に、風力ができてからは、あの山にはもう生き物は住みにくいんです。ですから、みんな裾へ下りてくるわけです。そういう意味で、裾へ下りてきたやつを何とか駆除してほしいと。絶滅させよとは言いませんけど、ゼロに近いほどにしといても、よそから必ず来ます。そういう意味では、鳥獣、有害鳥獣の駆除を、気持ちよくやっていただけるように、例えば、もう今年打とうと思つたら予算ないらしいわつて、そんなことのないようにさせていただきたいと思います。ボランティアではないんで、幾らか報奨金を出して、それをまた自分の一つの目標として頑張ってもらっておる人がおるかと思っておりますので、そういう点で鳥獣被害のことについて、雑駁ですけど質問させていただきます。お願いします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、貞森議員の質問にお答えをいたします。

まず初めに、最初の質問について、会計年度職員につきましては、保育士、公園作業員など多様な職種がございますが、昇給をいたします。今までですと昇給はしませんでした。職員表に準じて、昇給をするということになっておりますので、決めた時間給をそのままずっと運用することはございませんので、経験に応じて昇給するというごさいますので、御理解をいただきたいと思います。

それでは、2問目の質問でございます。

有害鳥獣の駆除について、質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、有害鳥獣における捕獲対象の種類でございますが、獣類がイノシシ、ニホ

ンジカ、ニホンザルと小動物がタヌキやアナグマなど4種類、また、鳥類はカワウ及びカラス類となっております。

また、それぞれの単価についてですが、イノシシ・ニホンジカは成獣1万2,000円・幼獣7,000円、ニホンザルは成獣1万8,000円・幼獣1万2,000円、小動物が2,000円、カワウが4,000円、カラス類が1,000円となります。

次に、捕獲目標の算定ですが、特に、農業被害が大きいイノシシ・ニホンジカ・ニホンザルを対象として鳥獣被害防止計画を策定し、近年の捕獲実績や生息域等の傾向、三重県が策定する特定鳥獣管理計画の生息頭数目標を参考に、頭数を設定しており、令和2年度につきましては、イノシシ350頭、ニホンジカ350頭、ニホンザル50頭を捕獲目標頭数としております。

なお、昨年の獣類が実績といたしまして、イノシシ344頭、ニホンジカ371頭、ニホンザル35頭でございました。

本年度、イノシシ439頭、ニホンジカ547頭、ニホンザル27頭を現在、捕獲しております。これは猟期の区間を除く頭数でございまして、昨年度より今年はすごく頑張っていたということと言えるのかなと思います。

こういった現状の中、近年の実績や捕獲ペース等を考慮して、当初予算に計上を行っておりますが、予算が不足する場合には、補正予算を上程するなどして対応させていただきます。

やはり幾ら獣害防止で策を講じて、頭数を、まず減らすことが重要になってきますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

最後に、町内における猟師の数についてでございますが、日頃から農業被害軽減に協力していただいている猟友会の会員は、高齢化が進む社会情勢の影響もあり、長いスパンで見ると減少傾向ではあります。

しかしながら、若い猟師も少しずつ加入していただいております。現在55名の方が会員となっております。昨年は54名で、1名今年が増えておるんですが、やはり全体的な流れからいうと、だんだん減っていくのかなということを危惧しております。

また、今後、少しでも興味を持っていただくために狩猟や猟師の魅力を発信し、新たに免許を取得される方への支援策や、培った知識・技術を若い世代に継承していけるような体制づくり・施策を検討してまいりたいと考えております。

以上、貞森議員さんへの答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 貞森議員。

○5番（貞森 義和） 答弁をしていただいた方向で検討していただきたいと思えます。最初に、町長が説明された会計年度任用職員の方の話ですけれども、昇給もあるということで、僕はうれしく思っています。

役場の職員の方が90名みえて、それから臨時の方が87名、そのうち会計年度任用

職員に該当する人は80名みえると、およそ200名の人で度会町回してくれているわけですから、そういう人を今後とも大事にしていきたいと。

それから、鳥獣のことはよく分かりました。この問題は、何回もこの度会町では質問があったと思うんですけども、私らはその過去の質問も何も見ないで、今、人から言われたことやら、こんなんを参考にして発言させていただきましたので、内容はよく分かりました。今後ともそういう方向で努力していただきたいと思います。

以上で、質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、貞森義和議員の質問を終わります。

続きまして、6番 若宮淳也議員。

《6番 若宮 淳也 議員》

○6番（若宮 淳也） おはようございます。6番議員の若宮淳也でございます。

通告書に従いまして、質問させていただきます。

今年も12月に入り、あと僅かとなりました。今年は、私から申し上げるまでもございませぬけれども、新型コロナウイルス、この新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、誰もが何らかの形で影響を受けた年だと言えます。

現在も都会を中心に日々感染者が増加しておる現状でございます。以前のように、緊急事態宣言は出ておりませぬけれども、この三重県の各地域でも感染者が増えていく可能性も想定され、明日は我が身という緊張感で、引き続き、より対策に力を入れていかなければならない現状にあります。

これから、クリスマス、そして年末年始の正月休暇を迎えることとなりますけれども、このコロナ禍で旅行や遠出を自粛せざるを得ない状況が続き、また、その一方で、度会町に帰省できないといったことも出てくると思います。

一つ目の質問におきましては、このコロナ禍だからこそ前向きに考えていかなければならない課題として質問させていただきます。

まず、一つ目のこれからの宮リバー度会パークの在り方についてですが、旅行や遠出ができない今だからこそ、度会町自慢の公園をもっと利用してもらうことを考えていかなければなりませんし、このコロナ禍がこれからも続くことも想定しながら、既存するものに対してのアクセントが必要になってくるのではないかと思います。三密を避けるため、町民も行きたいところにもいけずに、ストレスがたまり、また、自粛生活の中で自宅で過ごす時間が増えると、体力の低下にもつながると思います。特に、最近の子供たちは自宅であれば、ゲームで時間を過ごすということも増えてると言われております。こういう状況の中であって、屋外での活動を選択する人たちが増えてはきておりますけれども、これからまさに、公園の在り方が重要になってきます。

また、インターネットで三重県きれいな公園で検索しますと、度会町、宮リバー

度会パークが出てきます。こういった検索でも上位で出てくるぐらいの毎日、きれいに手入れや管理をしていただいている当町自慢の公園であり、町民のみならず町外からもこの公園を訪れる人が多くなり、まさに、度会町の玄関口と言えます。だからこそ、私は今後を見据えて、長い滑り台や、あと大きなブランコなどの特徴的な大型複合遊具を導入してはどうかと考えます。

以前にも、私、質問でもさせてもらったことがあるんですけども、きれいに管理されていて、評価も高い公園でありますけれども、さらに、子供たちが進んで外で遊ぼうと思える。そして、親子、家族で楽しめ、高齢者の方も散歩がてらに子供たちの元気な姿を見守ってもらえることができる、そういう場にしていく必要があると考えます。

現在は、宮リバー度会パークにある遊具は、一般的なものがほとんどです。そこに新たな方法や展開として、長い滑り台、大きなブランコ等を含む大型複合遊戯を導入することで、町外の方との交流にもつながり、度会町のアピールにもなるはず。必ず、たくさんのイベントや春の花見、そして、夏の川遊びやバーベキュー、そしてプール等に加えて、新たな度会町の目玉の一つになると考えます。

そして、もう一つ、新たな遊具の導入と合わせて、駐車場の在り方も見直してみてもどうかと、このように思います。きれいに管理するためには、様々な維持経費がかかります。とりわけ最近では、利用者がバーベキューなどで出したごみが、そのままであったり、ペットのふんの後始末。そして、駐車場は広く夜はたまり場になりやすく、そういうような治安の問題も指摘されているところでございます。

これらの諸問題に対するためにも、駐車場の管理についても併せて考えなければいけないと思います。一部有料化を導入し、管理費の一部にあてることも一つの考えではないかと思えます。

そこで、宮リバー度会パークに新たな大型複合遊具の導入のぜひについて、町長はどのように思われるのか。併せて、駐車場の管理の問題について、町のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、若宮議員の質問にお答えをいたします。

まず、現在、宮リバー度会パークには、コンビネーション遊具など32基を設置しております。

そこで、御質問の子供たちのさらなる体力づくり、健康づくりという視点からの遊具というと、第2チビッコ広場に設置した健康器具や岩のぼり遊具などが該当すると思われれます。

また、もう一点の特徴的な大型複合遊具についても、第1チビッコ広場に設置した約17メートルの木製総合遊具が該当するものと思われれます。

現在の設備状況と浸水の可能性を考慮すると、これ以上の遊具の導入は考えておりません。

また、駐車場の一部有料化についても、宮リバー度会パークは、町民の憩いの場であり、多くの町民が訪れることなどから考えておりません。

しかしながら、バーベキューで出たごみが片づけられていないとか、夜はたまり場になりやすく、騒音や治安の問題があるのは御指摘のとおりでございますので、現在設置している防犯カメラの性能を上げたり、台数を増やしたりするなどして対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、本年度公園のさらなる発展を求めて宮リバー周辺開発の構想を練り、令和3年当初予算において、公園の充実を図る計画をお示しできればと考えております。

以上、若宮議員さんへの答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 若宮議員。

○6番（若宮 淳也） 先ほど町長がおっしゃられました開発の構想、非常に楽しみに捉えていきたいなと思っております。個人的に、小さい子供を持つ親御さんに話を聞きますと、やはり公園の中でも長い滑り台とか、あとまた大きなブランコ、そういうものがあれば、たくさんの人でにぎわうんじゃないかということも、よくお聞きしますけども、私も子供が小さいときに検索した際に、長い滑り台と打ちましたら、やはり北西のほうに1件、その当時は1件、2件ほどでしたけれども、今はもう四日市、鈴鹿、津と亀山という形で最長で70メートルとか、43メートルの長い滑り台と。それに対してにぎわっているということもお聞きしております。

確かに、いつ起こるか分からない災害に対して、浸水等、特に浸かるという部分で考えますと、そういったことも一番重要性があるので、今は考えてられないというふうな意見も納得はできますけれども、基本的に今の遊具でも浸かった経緯があると思いますので、それが大型複合遊具、あるいは長い滑り台とか、そういうものに関しましても、同じことではないかなと、こういうふうな気もいたします。

宮リバー度会パークは、多くの人に親しまれている公園でございます。この公園を維持し、発展させていくことは、町の責任でもあって、時代背景や社会環境に対応しながら、新たな遊具を導入してもいいのではないかと、私自身は思います。

結果として、度会町の交流人口を増やし、町長がおっしゃられる移住・定住の促進にもつながっていくと、私は考えます。そして、単純に有料化にするというわけでもなく、新たな遊具の導入によって公園の価値をさらに高めることとセットで、駐車場の在り方を考えるべきだと思っておりますし、ごみの問題や近隣住民からも意見が出ている騒音や治安の問題に対応するために、駐車場の夜間の閉鎖なども一つのスタイルで駐車場の在り方を通じて、これらの諸問題に対応し、宮リバー度会パークの管理や美化につなげていくことが求められていると思います。そういった

視点も大切にし、新型コロナウイルスで多くの人が大変な思いをしている今だからこそ、新しい公園づくりというのが必要であると思います。

三重県で一番となる、そういう公園を目指していくべきだと思いますし、その可能性は十分あると思っておりますので、宮リバー度会パークの発展、さらに発展させていただきたいと申し上げ、次の質問に入らせていただきます。

二つ目の質問ですが、町長の公約の進捗状況について、冒頭に申し上げましたように、今年も残り僅かとなってきましたが、この1年、度会町もいろいろな課題に向き合ってきたと思います。もちろん町長も様々な発言や取組をしていただいたと思いますが、今年1年を振り返り、町長が選挙時に掲げられております公約、子どもたちが輝くまちづくり、そして、高齢者が元気なまちづくり、安心して暮らせるまちづくり、地域の産業が発展するまちづくりなどが、具体的にどのように進められているか。今年の締めくくりとして進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、若宮議員さんの質問にお答えをいたします。

私のスローガンであります度会町の明るい未来の実現のために、具体的施策として公約に掲げましたものは、子どもたちが輝くまちづくり、高齢者が元気なまちづくり、安心して暮らせるまちづくり、地域の産業が発展するまちづくりの大きな四つの施策でございます。

昨年6月の就任から1年半が経過し、まだまだ道半ばの施策もございしますが、取組の一端について少し時間を頂き、御報告をさせていただきます。

まず、一つ目の子どもたちが輝くまちづくりについてですが、幼少期から英語に触れてもらおうと、本年度からALTを活用して保育所での英語に触れる体験を始めており、併せて、来年度にはコミュニケーションロボットペッパーも導入し、本格的に英語力を高めていくとしております。

GIGAスクール構想の実現では、小・中児童・生徒へのタブレット端末の整備や電子黒板の設置を進めております。またスポーツ分野では、一之瀬体育館・小川郷体育館のつり天井を撤去し、安全なスポーツ活動の場を提供しております。子育て世代への応援としては、継続事業で保育所の副食費や小・中学校の給食費の半額補助を実施しており、その他学習支援員の適正配置や障がい者相談支援事業で専属の相談員を社協へ配置するなど、きめ細かな体制を整えております。

二つ目の高齢者が元気なまちづくりでは、医療・買物困難者の支援として、町営バスの運行を町内全域にわたり、三重交通の路線バスと併せて見直しを進めております。介護予防では、コロナ禍で認知症カフェの運営が中止される中、認知症を介護する家族を支える場を作るため、心身のケア及び知識・技術の習得、情報交換を行うことを目的に、認知症家族会での交流を始めました。また、憩いの場の充実で

は、宮リバー度会パークパターゴルフ場を、グラウンドゴルフができるスペースに改修整備を進めているところであります。

三つ目の安心して暮らせるまちづくりでは、主に道路インフラの整備として、懸案である県道伊勢大宮線の鮪川・長原間の冠水対策で嵩上げ工事が、今、計画されており、これから用地買収に入っていくところであります。急傾斜地崩壊対策事業では棚橋、長原、川上地区でそれぞれ三重県により進められておりますが、他の危険箇所にも順次対応いただくよう働きかけております。一之瀬川右岸道路については、その必要性を、国への陳情及び県へは要望と協議をお願いをしております。右岸道路自体は非常に難題ではありますが、豪雨による冠水を回避するための実現性のある迂回道路の新設を、三重県とともに協議していくこととなっております。

また、河川護岸などについては、随時整備を行っておりますが、特に、川床の洗堀による護岸崩壊の危険性が高い五里山川ほか3河川で河川改修工事を実施しております。

最後になりますが、四つ目の地域の産業が発展するまちづくりでは、懸念される獣害対策で駆除にかかる報償単価を昨年から増額をしており、今年はさらに駆除計画頭数も増やして対策強化に努めております。併せてニホンザルの捕獲檻を新規に導入いたしました。今年度からは地場産品の創出にと薬用植物の試験栽培を開始し、度会の地に合った薬草の検討を進めているところです。たとえ少量でも出荷できることを目指し、順次栽培面積を増やしてまいりたいと考えております。

以上、私の公約における推進状況を、その一端を御説明させていただきました。以上です。

○議長（濱岡 裕之） 若宮議員。

○6番（若宮 淳也） 先ほど町長の答弁にありましたように、進捗状況といたしまして、この何と言っても、今年はコロナという部分でやろうとしているところに、またコロナの課題が山積しているという状況ではありました。

先ほど町長が申し上げられましたように、子どもが輝くまちづくりという中でも、ALT、GIGAスクール等、そして、高齢者のほうでも町営バスを利用した部分の交通弱者への対応。そういったものというのは、私も質問させていただいている中で、ぜひとも思い切った政策を打ち出していきたいと思っております。

そして、最後に、新年はもうすぐそこまで来ておりますので、町長の来年への抱負、あるいは、意気込みなどを少し聞かせていただきたいと思います。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） 抱負ということでございます。先ほど御説明させていただきましたが、道半ばということでございます。その種が発芽し、成長して、初めて町民の皆様が暮らしの中で実感していただけるものと思っております。

今年度、国勢調査ございました。10月1日集計が出ております。これは度会町での集計でございますが、10月1日現在で7,838名と、5年で471名減少いたしました。世帯数では2,668世帯、これは5年間で42世帯増加をしております。以上のことを踏まえて、第7次度会町総合計画を、来年の3月議会でお示しいたします。4月から、今後10年間の第一歩を踏み出します。そこに向けて、3月議会でお示しをいたします。高齢化が進む中では、時間的な猶予はそれほどないものと思っております。幼少期からの学びや充実、医療・買物困難者の支援など、若い世代から高齢者の方までが住みやすいまちの実現に向け、優先的に取り組んでまいり所存であります。

長期戦となりました新型コロナウイルス感染症への対策につきましても、引き続き、気を緩めることなく、全庁体制で対応し、町民の皆様の安全・安心な暮らしに向け、全力で取り組んでまいり所存であります。皆様方の協力もお願いをいたします。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 若宮淳也議員。

○6番（若宮 淳也） ぜひとも、そういった意気込みで町民の視点から取り組んでいただくことをお願いしたいと思っております。

先ほど町長のいただいた答弁にも人口減少に歯止めをかけるような、そういう雰囲気といいますか、そういったものが伝わってきました。まさしく、私も来年は、人口減少にどのようにして歯止めをかけていくか。そういった視点から住みよいまちづくりや子育て支援、そして、高齢者福祉の充実の問題に全力で取り組んでいきたいと思っております。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、若宮淳也議員の質問を終わります。

続きまして、4番 長谷川多一議員。

《4番 長谷川多一 議員》

○4番（長谷川多一） それでは、許可をいただきましたので、4番議員の長谷川多一です。質問をさせていただきます。

私は、今回は災害に強いまちづくりということで、お尋ねをいたしたいと考えております。

災害につきましては、平成29年10月の大きな災害があったと思っておりますが、あれ以降、当町においては、幸いにして、この4年間余り大きな災害が起きていないのかなというふうに考えています。

ただ、災害は5年でとか、10年とかいうスパンで起きるとよく言われておられて、来年が5年目ということもありまして、私は大変心配しているわけでございますが、その中で、3点ほどプラス付随いたしまして、もう一点、御質問をいたした

いというふうに考えております。

まず、第一に、そういうような大きな災害が今後危惧されるという中で、県内においてもタイムラインの策定をやられている町が既にあるように聞いております。当町は、幸い大きな避難もされて、町民が全員避難するような大きな災害は起きていないわけですが、今後、だんだん大きくなっていく中で考えられるのではないかと考えておまして、このタイムラインも大変だと思いますが、策定作業を準備されてはいかがでしょうか。これが大変役に立つんじゃないか。特に、避難指示等を出すときに、いろいろと今まで役に立ってきているように、ほかの町では聞いておりますので、それについて、まず、第一にお考えをお聞きしたいというように考えています。まず、第一、一つです。よろしいですか。分けていたしましょうか、それともまとめて。

それでは、同じ災害関係で、停電の長期化の防止について、これも平成29年の災害には、特に、私も南中村ですが、あの辺は4日ほど長期に停電したというように、4日以上でしたか。記憶しておまして、大変地元の方が冷蔵庫の中、冷凍庫の中、全部掘り出して、全部溶けてしまったというようなこと。また、風呂等いろいろと暖房は余りあれでしたけども、風呂等も給湯器も使えなかったということで、大変不便を感じた覚えがございます。そういう中で、そういう原因として、特に、あのエリアというか、度会町は二つのラインがあるように聞いておまして、南伊勢町から超えてくるラインが、東部で脱線して、そちらが修理が随分かかったというように聞いておりますが、度会町はやっぱり山が多いということで、停電の原因というのは、ほとんどが倒木じゃないのかなというように考えております。その中で、この間、新聞を見ておりましたら、三重県と県と中部電力が協定をして、中電としては、この23年度までに県内で4万7,000本ほどの伐採を、倒木危険のある木の伐採を計画しておるように聞いておりますが、このエリアについて、当町としては、どのように考えみえるのか、その辺もお聞きしたいというように考えています。

それから、3点目でございますが、必要資材の確保ということで、これも書いてございますように、やはり避難生活が長くなってまいりますと、新型コロナ対策とか、衛生対策等でいろんな資材が必要になってくるんじゃないかと考えます。

ただ、その資材全てを、想定されるものを準備していくということが、スペース的にも、財政的にも厳しいものがあるかなというように考えますので、やはりほかのところにもやっておるようでございますが、近隣の地元の企業等と協定をして、優先的に必要なときには、その資材を回していただくような協定を、事前にされてはいかがかなと。その辺についてのお考えをお聞きしたいと。

特に、考えられるものは段ボールのパーティションとか、それからベッドとか、それから、特にトイレが長期化すると非常に不衛生になるということで、トイレが

不足するように聞いておりますので、簡易トイレだとか。それから、工事現場などに置かれる移動式のトイレ。あの辺も設置できるような体制をとっていただければ、非常に助かるんじゃないかなというように考えています。

それから、それに関連いたしまして、当然、避難所とか、そういう資材とか、全部準備して、人を配置してやってまいりますと、費用も随分かかるわけですが、その費用についても、最近では避難保険というのがあるように聞いております。詳細については分かりませんが、度会町ぐらいだと100万円、年間100万円ぐらいかなというように、ちらっと掛金としては聞いたことがございますが、詳しいことは分かりません。

ただ、避難保険に入っておりますと、そういう避難生活や防災にかかった費用が保険で補填されるというようなことを聞いておりますので、安心して避難所の開設ができるようになるんじゃないかなというように考えておりますので、その辺についての管理についてのお考えを、また、お聞きしたい。

それから、最後になりますが、受援体制の整備です。これは、ボランティア等を受け入れたりするときに、やっぱり災害時ですので、なかなか体制ができていないと受入れを断ったり、配置をやったりということで、どこでも苦勞されるようがございますので、先ほどの、今、各企業との協定もありますが、受援体制自体をどのように組み上げられるのか。その辺についてのお考えもお聞きしたいということで、以上4点になりますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、長谷川議員さんの質問にお答えをいたします。

災害対策本部設置から運営におけるタイムラインについては、風水害関連は、既に策定し、運用をしております。

なお地震については予知ができないことから、三重県も策定しておらず、発災後の行動としては、町職員災害行動マニュアルを用いております。

一時避難所開設マニュアルについては、簡易なものの作成を進めておりますが、過去に自主防災会が避難所を開設した状況等を勘案した上で、誰が見ても分かる、また、代表者の引き継ぎやすいものとすべく、今年度中に定めるべき事項を調整し、来年度自主防災会議にてひな形をお示しをいたしたいと考えております。

二つ目の御質問でございます。

停電の長期化防止対策といたしまして、三重県、中部電力・町の三者が連携して、危険木の伐採を行う、災害からライフラインを守る事前伐採事業ということで、私、今年の3月の末に中部電力三重支社、津のほうに出向きました。それで、予算をお願いしてきたような格好になっておりますが、中部電力が半分、50%、あとの

25%、25%が県と度会町の負担というふうな仕組みになっておりまして、中部電力が予算をやろうと言われても、県が乗せてくれやんとできないということになっております。

停電の原因となる長時間原因となった和井野地内の県道度会南勢線鴻坂峠にある危険木約400本の伐採を計画を、ただいましております。

3番目、パーティションやベッド、トイレなど、現在必要と想定される品目については、十分な数量を備蓄していると考えております。

参考として示していただいた段ボール製品については、現在、備蓄しております物資を活用することとしております。

なお、不測の事態にあつては、三重県及び県市町村災害時応援協定にて確保する体制を整えております。

県総合防災訓練の中でも、県のシステムを活用し、支援物資を要望することや、実際に県トラック協会の協力を得て、要望した物資を受け入れるなど、緊急輸送道路等を確認しながら実施したところであります。

協定については、現在57の団体・事業所と災害時の協定を締結し、起こり得る災害に備えております。

今後も必要と考える協定については、締結を進めてまいりたいと考えているところであります。

4番目でございます。

全国町村会災害対策費用保険制度については、大規模かつ長期的な避難所開設が未経験である当町としては、保険料に対する補填の試算が難しく、現在未加入となっております。

今後、近隣市町の考えを聴取するなどして、加入を検討してまいりたいと考えております。

また、災害受援体制の整備については、三重県からも計画策定を地域防災計画の中に盛り込むといった手法も示されているところであります。

自治体職員やボランティアの受け入れなど、全庁的な調整が大きく必要となるため、関係各課と十分協議をし、実務的な計画を策定していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 長谷川議員。

○4番（長谷川多一） 御答弁ありがとうございました。タイムラインについても、既に風水害については策定されているということですし、一時避難所、前回お聞きいたしました一時避難所の開設マニュアルについても、現在、進めていただいておりますということで、大変安心いたしました。

また、停電の長期化防止についても、私が勉強不足ですみませんでした。特に、

危険木については400本ほど、既に申入れをしていただいておりますということで、大変安心できました。

あと、また必要資材につきましても、協定が、これも勉強不足で失礼いたしましたが、57の企業と協定をいただいておりますということで、安心できましたし、また、災害受援体制については、今後、県とも相談しながら進めていただけるということでしたので、私が災害については大変、度会町としては努力していただいておりますというように理解できましたので、大変ありがとうございました。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、長谷川多一議員の質問を終わります。

暫時、休憩をいたします。

（9時55分休憩）

（10時10分再開）

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎各常任委員長審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました、議案の審査結果について、各常任委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 舟瀬 勝議員。

○予算決算常任委員長（舟瀬 勝） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第78号 令和2年度度会町一般会計補正予算（第6号）、議案第93号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度 度会町一般会計補正予算（第5号））、以上議案2議案について、教育長、関係課長、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決・承認すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員長より報告を求めます。

総務住民常任委員長 西井 仁司議員。

○総務住民常任委員会委員長（西井 仁司） 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました、議案第79号 令和2年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第80号 令和2年度度会町住宅新築資金等

貸付事業特別会計補正予算（第1号）、議案第81号 令和2年度度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第83号 令和2年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第84号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第85号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第87号 度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第88号 度会町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第90号 字の区域の変更について、議案第92号 伊勢市児童発達支援センターの度会町民の利用に関する協議について、議案第94号 専決処分の承認を求めることについて（度会町職員給与条例等の一部を改正する条例）、以上、11議案について、関係課長、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決・認定・承認すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの総務住民常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員長より報告を求めます。

産業教育常任委員長 若宮 淳也議員。

○産業教育常任委員長（若宮 淳也） 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました、議案第82号 令和2年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第2号）、議案第86号 度会町の公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第89号 度会町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について、議案第91号 町道路線の認定、変更について、以上、議案4議案について、教育長、関係課長、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決・認定すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの産業教育常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決・認定・承認であります。

これで、常任委員長報告を終わります。

◎討論（議案第59号～議案第76号）

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第78号から議案第94号までを議題とし討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第78号から議案第94号までの討論を打ち切りたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認め、これで討論を終わります。

◎採決（議案第59号～議案第76号）

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書の議案第78号から議案第94号についてを採決いたします。

議案第78号 令和2年度度会町一般会計補正予算（第6号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第78号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第79号 令和2年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第79号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第80号 令和2年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第80号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第81号 令和2年度度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第81号は原案どおり可決されました。

議案第82号 令和2年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第2

号) に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第82号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第83号 令和2年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第83号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第84号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第84号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第85号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第85号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第86号 度会町の公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第86号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第87号 度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第87号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第88号 度会町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第88号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第89号 度会町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第89号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第90号 字の区域の変更についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第90号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第91号 町道路線の認定、変更についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第91号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第92号 伊勢市児童発達支援センターの度会町民の利用に関する協議についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第92号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第93号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度度会町一般会計補正予算（第5号））に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第93号は原案どおり承認されました。

続きまして、議案第94号 専決処分の承認を求めることについて（度会町職員給与条例等の一部を改正する条例）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第94号は原案どおり承認されました。

暫時、休憩をいたします。

(10時26分休憩)

(10時27分再開)

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加提出議案の上程（議案第95号～議案第96号）

追加日程第1 追加日程をお諮りいたします。

ただいま町長から議案第95号及び議案第96号が提出されました。議案第95号 度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて、議案第96号 度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてを、追加日程といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

よって、議案第95号、議案第96号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定をいたしました。

◎提案理由の説明（議案第95号～議案第96号）

追加日程第2 それでは、議案第95号、議案第96号に対して、中村町長より提出理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、御説明をいたします。

議案第95号 度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて、次の者を度会町教育委員会委員に選任したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年12月18日提出

度会町長 中村忠彦

記

住所 度会郡度会町柳157番地1

氏名 杉本 誠

生年月日 昭和28年5月27日

議案第96号 度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて、次の者を度会町教育委員会委員に選任したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年12月18日提出

度会町長 中村忠彦

記

住所 度会郡度会町葛原365番地1

氏名 藤原みづえ

生年月日 昭和53年8月22日

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

◎採決（議案第95号～議案第96号）

追加日程第3 お諮りいたします。

議案第95号、議案第96号については、人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

よって、採決をいたします。

議案第95号 度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第95号は原案に同意することと決定いたしました。

続きまして、議案第96号 度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第96号は原案に同意することに決定をいたしました。

暫時、休憩をいたします。

（10時32分休憩）

（10時34分再開）

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議員提出議案の上程（発議第8号～発議第9号）

追加日程第4 追加日程をお諮りいたします。

ただいま議員提出されました発議第8号 専決処分事項の指定について、発議第9号 専決処分事項の指定について、以上、発議第8号、発議第9号を日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

よって、発議第8号、発議第9号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定をいたしました。

◎提出理由の説明（発議第8号～発議第9号）

追加日程第5 発議第8号に対して、提出議員より提出理由の説明を求めます。
7番 西井仁司議員。

○7番（西井 仁司） 発議第8号 専決処分事項の指定について

地方自治法第180条第1項の規定により町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

令和2年12月18日 提出

提出者 度会町議会議員 西井 仁司

賛成者 度会町議会議員 大西 徹

度会町議会議員 中西 久博

度会町議会議員 長谷川多一

度会町議会議員 中森 慰

記

町議会の議決を経て締結した次の工事請負契約について、その定める割合の範囲内において変更契約を行うこと。

1、令和2年度 度会町防災行政無線デジタル化整備工事

契約金額の5%以内の変更

提案理由

町議会の議決を経て契約を締結した令和2年度度会町防災行政無線デジタル化整備工事について、その事業の円滑な推進を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項としての指定議決を求めるものである。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 続きまして、発議第9号に対して、提出議員より提出理由の説明を求めます。

6番 若宮淳也議員。

○6番（若宮 淳也） 発議第9号 専決処分事項の指定について

地方自治法第180条第1項の規定により町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

令和2年12月18日提出

提出者 度会町議会議員 若宮 淳也

賛成者 度会町議会議員 牧 幸作

度会町議会議員 貞森 義和

度会町議会議員 舟瀬 勝

度会町議会議員 大野 原徳

町議会の議決を経て締結した次の物件等の買入れにかかる契約について、その定

める割合の範囲内において変更契約を行うこと。

1、度会町G I G Aスクール関係タブレット端末及び関連機器購入等事業（物件関係等）

契約金額の3%以内の変更

提案理由

町議会の議決を経て契約を締結した度会町G I G Aスクール関係タブレット端末及び関連機器購入等事業（物件関係等）について、その事業の円滑な推進を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項としての指定議決を求めるものである。

以上でございます。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、提出理由の説明は終わりました。

議員提出されました2議案は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

よって、発議第8号、発議第9号の2議案については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

◎質疑（発議第8号～発議第9号）

追加日程第6 これよりお手元に配付いたしました発議第8号、発議第9号、発議2件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

発議第8号、発議第9号、発議2件に対する質疑を打ち切ります。

これで、発議に対する質疑を終わります。

◎討論（発議第8号～発議第9号）

追加日程第7 これより討論を行います。

発議第8号 専決処分事項の指定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 討論なしと認めます。

発議第8号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第9号 専決処分事項の指定についてに対する討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 討論なしと認めます。

発議第9号に対する討論を打ち切ります。

これで、討論を終わります。

◎採決(発議第8号～発議第9号)

追加日程第8 これより発議第8号から発議第9号についてを採決いたします。

発議第8号 専決処分事項の指定についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、発議第8号については、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第9号 専決処分事項の指定についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、発議第9号については、原案どおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申出について

日程第5 閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認めます。

よって、委員長より申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、令和2年第4回度会町議会定例会を閉会いたします。

(10時44分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員